

編集著作物の 同一性保持権侵害が否定された事例

知財高裁平成20年6月23日判決（平成20年（ネ）第10008号）慰謝料請求控訴事件、判例時報2027号129頁
福岡大学法学部准教授 堀江 亜以子

事実の概要

Xは、主に四季の風景や野花などを主題とした自然写真を作品として発表している写真家である。一方、Y（富士通株式会社）は、通信システム等の製造・販売等を業とする株式会社であって、インターネット上に同社製造のiモード対応携帯電話利用者のための「@Fケータイ応援団」というサイト（以下「本件サイト」という）を開設している。

Xは、平成11年ごろ、花の写真による「日めくりカレンダー」を携帯電話の待受画面用に配信するという構想を抱き、平成14年までに、花の写真365枚につき、1日1枚で1年分とする日めくりカレンダー用デジタル写真集（以下「本件写真集」という）を作成した。本件写真集は、①365枚の写真を全体として見た場合に自然に季節感を感じ取れ、配色等のバランス、一体感もあること、②季節に特徴的な花はその季節に配するとともに、正月にフクジュソウ、節分にはセツブンソウ、3月3日の桃の節句には桃の花、母の日にはカーネーション等、記念日には欠かせない花はそこに配置すること、③春にはフキノトウ、スイセン、夏にはミズバショウ等、季節にふさわしい花を配置するとともに、Xが自然写真家であることから、園芸種よりも山野草を多く配置するよう心がけたこと、④図書館等に赴いて花の特徴や花言葉を調べたこと等の工夫をし、各々の花に花言葉を付し、花のなかには野草等もあることから、Xの印象で花言葉を作ったものもあった。Xは、花の写真の画像データに1月1日のものにはFile0001、1月2日のものにはFile0002といった順に、「File0001」から「File0365」までのファイル名を付し、各々のファイルに、Yの配信す

る携帯電話12機種に対応した各12枚のほぼ同一の写真を含めたものをCD-Rに保存したものと、各画像の説明として、日付、曜日、それに対応した花の名称、Xが選んだ各日ごとの花言葉1年365日分を記載したメモ（以下「本件メモ」という）を作成してその著作権等を平成15年4～5月にYに譲渡し、その対価として273万7500円の支払いを受けた。しかし、Yはこれを携帯電話待受画面用の画像として平成15年6月27日から平成17年7月15日まで、ほぼ週1回1枚の割合で配信しただけであり、また配信した画像も、Xが指定した画像と約1週間ずれていた。

XはYに対し、Yにおいて各配信日に対応すべき写真を用いなかったことが編集著作物である上記写真集の同一性保持権等を侵害するとして、不法行為による損害賠償として慰謝料とこれに対する遅延損害金の支払いを求めて提訴したが、原審の東京地裁は、配信方法についてのみ判断し、上記花の写真が毎週1回の割合で更新して配信されることについてXはYに対して黙示の同意を与えていたなどとして請求を棄却した。そこで、上記判決に不服のXが控訴したのが本件である。

控訴審において、Xは、①本件写真集はXが過去に撮影しストックしていた写真に加えて、本件写真集のためだけに撮影された写真を追加し、1年365日の日ごとにそれぞれの季節・行事等にふさわしいと考えられる花を対応させて「日めくりカレンダー」として編集されたものであるから、1枚1枚の写真自体が著作物であると同時に、全体として素材の選択または配列によって創作性を有する編集著作物である、②本件写真集は対応する日付による花の写真の順序にことのほか意味があり、無作

為に並べ替えるのではその意味が全く失われてしまう性格のものであるから、花の写真の配信が毎週1枚のみでしかも各配信日に対応すべき花の写真が用いられないことは同一性保持権侵害になる、という原審同様の主張に加え、③仮に本件写真集が編集著作物とは認められないとしても、Xは、納品した本件写真集（日めくりカレンダー）の写真をXの配列した順序に従って日々花の写真を変えて使用してもらう期待権を有していたもので、YがXより納品を受けた日めくりカレンダーの花の写真について、Xが行った花の写真の配列を無視して配信したことは、Xの期待権を侵害するとの主張を追加した。

これに対しYは、①本件写真集について知的創作活動の結果としての表現は何ら読み取ることができず、単なる花の写真の画像データの集合でしかないから編集著作物には当たらない、②著作権法20条の同一性保持権を侵害する行為とは他人の著作物における表現形式上の本質的特徴を維持しつつその外面的な表現形式に改変を加える行為をいい、他人の著作物を素材として利用してもその表現形式上の本質的特徴を感得させないような態様においてこれを利用する行為は同一性保持権を侵害しないと反論した。

判旨 控訴棄却

1. 基礎的事実関係について

「A（筆者注：Y側担当者）は、本件サイトについてのコンテンツ提供業者向けの説明資料や本件サイトの携帯電話での実際の表示画面をXに示し、本件サイトは毎週1回、金曜日に更新していることなどを説明したところ、Xも、当時本件サイトの更新が週1回であることは既に承知していた。

そしてAはXに対し、Xの提供する写真を携帯電話の待受画面用の画像として購入することを検討したいと伝えた。面談の際、Xからは、本件サイトにおいて携帯電話の待受画面用の画像を毎日更新することは可能かという趣旨の質問をしたところ、Aは、『技術的には可能である。』と応えたが、それ以上に将来本件サイトの更新スケジュールを変更するというような具体的な話まではなく、Xからも『日めくり』、すなわち毎日更新するのであれば取引に応じられないとの回答もなかった。」

「Xは、カレンダーに日付とそれに対応した花、Xが選んだ各日毎の花言葉1年365日分を記載したメモを打

ち合わせ翌日の平成15年1月21日に、写真の画像データと共にAに送付した。」

「その後Yは、平成15年5月27日付訴外Y子会社BのX宛の『注文書』を発行して送付し、これによりXから本件写真集を購入した。」

「これによれば、『件名 Y携帯電話向け画像』『納品希望日 2003年5月28日』『検収予定日 2003年5月30日』『納品場所 訴外会社B』『支払予定日 2003年7月31日』『品名 Y製携帯電話向け画像データ』『数量 365』『単価(円) 7500円』『金額(円) 2,737,500』『2003年5月 支払い済み(内金分) ▲500,000』『備考：①画像に関する権利は訴外会社Bを通し、Yへ譲渡するものとします。②納入物件はYが使用するにあたり何ら支障の無いよう、第三者の著作権その他何らかの権利が含まれていないことを保証するものであること。③訴外会社B、Yは、当該著作権等の紛争から逃れるものとします。』との記載がある。」

「Yは、平成15年6月27日から本件写真集の写真の配信を開始したところ、年末年始期間、平成16年2月6日、及び、平成17年5月6日に行われるべきものを除き、週1回、1枚の割合で更新により新たな写真の配信を行った。配信を開始した写真の配信期間はその写真の配信開始から約6ヶ月間であったところ、平成17年7月15日には全ての配信を終了した。それ以降、Yは本件写真集の花の写真を配信していない。」

「Yの行った配信の開始日とファイルの詳細は……例えば平成15年6月27日にYが配信したファイルは『File0176』であったところ、これはX作成の本件メモによれば、6月25日に対応する『ハンゲショウ』であり、本件メモの6月27日に対応していたのは『File0178』の『ザクロ』であった。その後、平成15年7月4日に配信したファイル名は『File0183』、平成15年7月11日に配信したファイル名は『File0190』であり、概ね前回に配信したファイル名後半部分の数値に7を加えたファイルと対応しているものの、必ずしもそれに沿っていないものもある（平成16年2月13日の配信が『File0041』であるのに対し平成16年2月20日の配信が『File0049』となっていることなど。）」

2. 編集著作物性の有無

「著作権法12条は、編集著作物につき『編集物……で

その素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する』と規定しているところ、……控訴人が撮影した花の写真を365枚集めた画像データである本件写真集は、1枚1枚の写真がそれぞれに著作物であると同時に、その全体も1から365の番号が付されていて、自然写真家としての豊富な経験を有するXが季節・年中行事・花言葉等に照らして選択・配列したものであることが認められるから、素材の選択及び配列において著作権法12条にいう創作性を有すると認めるのが相当であり、編集著作物性を肯定すべきである。」

3. 同一性保持権侵害の有無

「著作権法20条は同一性保持権について規定し、第1項で『著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする』と定めているところ、……、平成15年5月27日頃までにXから本件写真集の個々の写真の著作物及び全体についての編集著作権の譲渡を受けたYが、……各配信開始日に、おおむね7枚に1枚の割合で、X指定の応当日前後に（ただし、正確に対応しているわけではない）配信しているものであって、いわば編集著作物たる本件写真集につき公衆送信の方法によりその一部を使用しているものであり、その際に、Xから提供を受けた写真の内容に変更を加えたことはないものである。

そうすると、著作権法20条1項が『変更、切除その他の改変』と定めている以上、その文理的意味からして、Yの上記配信行為が本件写真集に対するXの同一性保持権を侵害したと認めることはできない（毎日別の写真を日めくりで配信すべきか否かは、基本的にはXとY間の契約関係において処理すべき問題であり、……事実関係からすると、そのような合意がなされたとまで認めることもできない。）」

「XがYに譲渡した本件写真集は著作権法12条にいう編集著作物性を有するものの、Yがなした上記配信行為が同法20条に基づきXが有する同一性保持権を侵害したということではできないから、その余について判断するまでもなく、同一性保持権侵害を理由とする損害賠償請求は理由がないこととなる。」

4. 期待権を理由とする請求について

「平成15年1月20日のXとAとの面談の際、本件サイ

トの更新がその当時週1回であったことはすでにXも認識していたところ、X宛での『注文書』にも『備考：①画像に関する権利は富士通パレックスを通し、富士通株式会社へ譲渡するものとします。②納入物件は富士通株式会社が使用するに当たり何ら支障のないよう、第三者の著作権その他何らかの権利が含まれていないことを保証するものであること。③富士通パレックス株式会社、富士通株式会社は、当該著作権等の紛争から逃れるものとします。』との記載があるのみで、本件写真集の花の画像の具体的な配信方法の記載はない。

このように、本件写真集に関する著作権譲渡契約に関し、Xが配列した順序に従い毎日花の写真を変えてYが配信するとの点について、その契約に関連する内容として上記注文書等に記載されていないことはもちろん、……Xにおいてそのような期待を抱くことが正当と認められるような事情も存しないというべきである。仮にXがYがそのような方法で使用（配信）することについて事実上の期待を内心において抱いたとしても、これを『期待権』ないし何らかの法的保護に値すべき利益と認めることはできない。そうすると、Xの期待権侵害を理由とする請求も理由がないというべきである。」

評釈

1. 本判決の位置づけ

著作権法12条1項は「編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」と規定する。旧著作権法14条が編集著作物について「数多ノ著作物ヲ適法ニ編輯シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テノミ著作権ヲ有ス但シ各部ノ著作権ハ其ノ著作者ニ属ス」と規定していたのと比べ、現行著作権法では、編集されている素材が著作物であるか否かを問わず、その選択または配列に創作性が認められる場合に、編集著作物として著作権が認められるのが特徴である。

編集著作権が侵害されたか否かを判断するにあたっては、まず第一に、問題となっている編集物が著作物としての保護に値するか否か、第二に、編集著作物の著作権が実際に侵害されているといい得るか否か、の判断が必要である。

編集著作権侵害に関する従来判決例の主なものと

しては、編集著作権の客体性が否定された事例【東京地判平10.5.29知裁集30巻2号296頁・判時1673号130頁（「知恵蔵」事件〈レイアウトフォーマットに関して〉）】、編集著作物性は肯定されたが複製権もしくは翻案権侵害が否定された事例【東京地判平6.4.25判時1509号130頁・判タ873号254頁（「日本の城と文学と」事件）、大阪地判平7.3.28知裁集27巻1号210頁（商品カタログ事件）、東京地判平12.3.17判時1714号128頁（NTTタウンページ事件〈職業別電話帳に関して〉）、東京地判平14.9.5判時1811号127頁・判タ1211号229頁（サイボウズ事件）、東京高判平17.3.29《判例集未登載》（「ケイコとマナブ」事件控訴審）】、素材の選択につき複製権侵害が肯定された事例【東京高判昭60.11.14無体集17巻3号544頁（アメリカ語要語集事件控訴審）】、素材の選択および配列につき複製権侵害が肯定された事例【大阪地判昭57.3.30判タ474号234頁（広告電話帳事件）、名古屋地判昭62.3.18判時1256号90頁（用字苑事件）、東京高判平10.2.12判時1645号129頁（四谷大塚事件）】、配列につき複製権侵害が肯定された事例【東京高判平7.1.31判時1525号150頁（永禄建設事件控訴審）】、翻案権侵害が肯定された事例【東京高判平6.10.27知裁集26巻3号1151頁・判時1524号118頁（ウォール・ストリート・ジャーナル事件控訴審）、東京地判平20.1.31《判例集未登載》（パズル事件）】など、複製権・翻案権侵害に関して判断されたものが多く、また、これに伴って、編集物の素材が著作権の対象とはならない場合に、素材の配列そのものどこまで権利が認められるべきかという点については議論がある^(注1)。

一方、本件のような編集著作物の同一性保持権について争われた事例は限られており、侵害が否定された事案として、「プロフェッショナル東京」事件（東京地判平14.3.28）、京城三坂小学校文集事件（第一審：東京地判平17.7.1判時1910号137頁、控訴審：知財高判平17.11.21）、侵害が肯定された事案として、「浮世絵春画一千年史」事件（第一審：東京地判平13.9.20判タ1097号282頁、控訴審：東京高判平14.12.10）が見られる程度である^(注2)。

これらの判決をその内容から見ていくと、被侵害が主張された編集著作物について、その全体が利用された場合は、素材の改変にすぎず、編集著作権の侵害に当たらないとされた事例【東京地判平14.3.28《判例集未登載》

（「プロフェッショナル東京」事件）】と、素材の選択および配列の改変が編集著作権の侵害に該当するとされた事例【東京高判平14.12.10《判例集未登載》・東京地判平13.9.20判タ1097号282頁（「浮世絵春画一千年史」事件）】とに分かれている。

他方、部分的に利用された場合は、結論としては本件と同じく侵害が否定されているが【知財高判平17.11.21《判例集未登載》・東京地判平17.7.1判時1910号137頁（京城三坂小学校文集事件）】、京城三坂小学校文集事件と本件とでは「編集著作物として利用されたか否か」について判断内容が異なっていることが重要な相違点である。

2. 編集著作物該当性およびその一部利用

本件において、原審はX写真集の編集著作物性等には一切言及することなく、XY間の契約内容の問題としてXの請求を退けていたところ、控訴審は一転して、X写真集について編集著作物性を認めたとうえで、その改変については否定する判示をしている。そこでまず、X写真集の編集著作物性に関する判断内容について検討する。

編集著作物の創作性については、通常の著作物における創作性を要求すると保護範囲が限定されてしまうとの見解もあるが^(注3)、当該選択・配列の具体的表れにつき、編集した者の個性が発揮されており、かつ、当該編集物の分野でありふれたものでない場合には創作性が認められるとの見解^(注4)が妥当であろう。

従来判決例においては、名古屋地判昭62.3.18は「素材の選択又は配列に、何らかの形で人間の精神的活動の成果が顕れていることをもって足りると解すべき」とし、また東京地判平8.9.27は「従前見られないような選択又は配列の方法を採るといった高度の創作性を意味するものではなく、素材の選択又は配列に何らかの形で人間の創作活動の成果が顕れていることをもって足りると解すべき」であると判示している。その一方で、東京地判平12.3.17のように「原告独自の工夫が施されたものであって、これに類するものが存するとは認められない」ことを理由として素材の配列に創作性を認めている事例も存在している。

本件では、X写真集の著作物性を認めるにあたり、裁判所は、「自然写真家としての豊富な経験を有するXが季節・年中行事・花言葉等に照らして選択配列したものであることが認められる」としており、このようなこと

はXによるメモがなければ分からないのであるから、画像データの入ったCD-Rのみをもって編集著作物と認めたのではなく、CD-Rとメモとの組み合わせをもって編集著作物性を認めたと考えられる。具体的な配列意図の感得の有無が、著作物性を認めるうえでの要件になっているようにも読めるが、素材の配列に関して、何らかの意図があることさえ感得できれば、創作性を認めてよいであろう。また、本件においては、このような写真集がありふれているかどうかはともかく、どのような写真を選択するかという点についてはXの個性が十分に発揮されていると考えてよいであろう。

だが、編集著作物性が認められる、またその利用者が編集著作物であることを認識しているからといって、その利用行為につき、権利者の意に沿わない利用があれば直ちに同一性保持権侵害になるとはいえない。

編集著作物の同一性保持権侵害に関し、被侵害編集著作物を全体的に利用しているときには、その編集著作物の素材の配列に変更が加えられている場合であって、素材の選択に創作性が認められるのであれば、同一性保持権侵害に該当するであろうし、また、そのときに素材の選択にも変更が加えられていたとしても、両者を比較して同一の著作物と感得できるのであれば、同一性保持権侵害が認められて差し支えないであろう^(注5)。なお、素材の選択に創作性があるか否かについては、素材が当該編集著作物をもって公表された新規なものであれば、容易に認め得るであろうし、素材が既存のものである場合、その素材の選択範囲が非常に広く、偶然の一致であることが非常に難しいなど、選択困難性がある場合にも認められる。

しかしながら、編集著作物が部分的に利用されている場合について、前掲東京地判平17.7.1判時1910号137頁(京城三坂小学校文集事件)は、「編集著作物の著作者の権利が及ぶのは、あくまで編集著作物として利用された場合に限るのであって、編集物の部分を構成する著作物が個別に利用されたにすぎない場合には、編集著作物の著作者の権利はこれに及ばないと解すべきであり、「その著作権は著作物を一定のまとまりとして利用する場合に機能する権利にすぎず、個々の著作物の利用について問題が生じた場合には、個々の著作物の権利者が権利行使をすれば足りる」として、編集著作物たる文集に掲載

された個々の論文の引用について、同一性保持権侵害の成立を否定した。

加えて、その控訴審である前掲知財高判平17.11.21は、「編集著作物は、素材の選択又は配列に創作性を有することを理由に、著作物として著作権法上の保護の対象とされるものであるから、編集者の思想・目的も素材の選択・配列に現れた限りにおいて保護されるものというべきである。したがって、編集著作物を構成する素材たる個別の著作物が利用されたにとどまる場合には、いまだ素材の選択・配列に現れた編集者の思想・目的が害されたとはいえないから、編集著作物の著作者が著作者人格権に基づいて当該利用行為を差し止めることはできない。」と判示している。

この判断に沿うならば、利用されている部分があくまでも編集物の素材にすぎず、編集著作物としての利用がなければ、同一性保持権侵害を主張し得ないはずである。本判決では、X写真集の一部利用について、編集著作物の改変行為はなかった旨を判示しているが、そのためには「編集著作物としての利用」があったことが前提となっていなければならない。

その一方で、本判決は、X Y間において交わされた伝票に、写真の数量365枚と記載されていることを認定している。この記載から考えると、Yの主張どおり、YはXの作品を「写真集」ではなく「365枚の写真」として把握していた、すなわち、Yは各々の素材を利用したのであって、編集著作物として利用したのではないと判断する余地はある。

もちろん、Yによる利用行為が、編集著作物としてのX写真集の利用であるのか、単に素材のみを利用したにすぎないのかが、Yの主観のみによって判断されるべきではないことはいうまでもない。

しかし、本件においては、YはXの写真のうち利用したのは7分の2ほどであるうえ、XのCD-Rに収録された写真を利用することについては問題が生じていないのであるから、編集著作物としての利用に当たるか否かは、専ら配列の問題であるといえる。

そして、Yの配信態様を考えると、季節に合わせてつづも前後に同じような色が続かないようにするなどといったXの配列上の工夫を実際の配信内容から感得することは不可能である。花の写真が配信された日付が、Xの想

定した配列から大幅に外れることはないといっても、花の写真という性質上、完全に季節感を無視した配信ということも通常では考え難いのであるから、たとえXの写真が全体で編集著作物であると認識していたとしても、Yはあくまでも素材としての写真を週1枚ずつ利用していたと結論づけることもあながち不可能ではない。しかしながら、この点において本判決では、X写真集の同一性保持権侵害の有無に基づいて判断している点からみて、編集著作物として利用されたとの前提で判断を下していると考えざるを得ない。YがX写真集の編集著作物性を否定している以上、何をもって編集著作物の利用行為に該当すると判断したのか、その理由を明確にすべきであろう。

以下では、YがX写真集を編集著作物として利用したとの前提で、同一性保持権侵害に関する判断について検討する。

3. 編集著作物の同一性保持権侵害該当性

同一性保持権に関し、著作権法20条は、1項において「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定し、さらに2項4号において「前3号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」には1項を適用しないと定める。

本判決は、もともとXが1日1枚365日配信する目的で作成した携帯電話用のカレンダーについて、Yは週1回1枚ずつを約2年にわたって配信したという事案に関して、編集著作物の一部利用としたうえで、Yの配信行為が改変に当たらないとしたものである。

仮に、編集著作物として利用されているとして、本件の配信行為はXの編集著作物の改変に当たらないといえるのであろうか。

まず、配信が週1回であるということに関して、すなわち配信期日の問題については、Yの携帯サイトは2009年3月現在も、待受画面以外にもさまざまなコンテンツを週1回更新しており、この点についてはおそらくX写真の配信当時と変わらないであろうから、Yの携帯サイトがXの写真のみを配信していたわけではなく、また、そのこと自体をXが知っていたのは間違いないであろう。よって、配信が週1回のみであることをもって

X写真集の改変であるとは認められないといつてよいであろう。

ただし、あくまでもパソコン用のウェブサイトから知ることのできる範囲でのものであるため、実際の携帯サイトではどのようになっているのかは分からないが、現在、待受画面の配信内容が1回の更新にあたり、写真とイラスト1枚ずつ、さらに月ごとのカレンダーが2カ月分、計4枚配信されていることを考えると、X写真集の配信が、毎週1枚ずつでなければならないという理由は見いだせない。キャプションをつけたうえで、1週間分(7枚)をまとめて配信することも可能だったのではないだろうか。

そのことを考えると、配信された写真が当初の応当日とずれていることについて(「おおむね7枚に1枚」)は、改変に当たる可能性がある。編集著作物の著作物性を「素材の選択及び配列」に認めている以上、単に配信が飛び飛びになっているのであって、配信される順番に変更を加えたのではないといえるとしても、配信する日を変更しなければならない必然性はない。配信する順番さえ違わなければ同一性は保たれるという趣旨であるのか、カレンダーという性質を重視して季節が合っていればいいという趣旨であるのかが判然としない。また、何日以上ずれていたら同一性が認められなくなるのかという基準も不明確である。

本件において、Xの予定していた配信順の1年365日を円に例えていうなら、Xの意図した配信順は円を一巡するものであるの対し、Yの実際の配信はその円に沿って点線上に約2周するものである。カレンダーという性質を全く無視したものではなく、また途中で順序が入れ替わったり、逆行したりもしていないという面からすれば、確かに配列について変更はないといえるであろう。しかしながら、著作権法20条1項の文言に従えば、改変行為には「変更」のみならず「切除」も含まれるのであって、全体の7分の2しか配信しなかったYの行為は、編集著作物の切除による改変であるとも考え得る。

また、現実に公表された著作物は、別紙四によれば(判時2027号142頁参照)、No.0176から配信が始まって、0183、0190、0197とほぼ7枚ごとに配信され、0358まで配信されたところで0007、0014、……、0356、0005、0012、……、0180、0187という順で配信されており、

待受画面を受信する利用者にとって、この待受画面のシリーズが全体で一つの著作物と感得され得るようなものであったとしたならば、やはり素材の配列が変更されていると判断すべきであろう。

ゲームソフトの事案ではあるが、最判平13.2.13民集55巻1号87頁が、作品そのものには手を加えていないものの、表示される順序を変更できるメモリーカードを販売した行為につき、同一性保持権侵害を認めた判例と比較しても、本件ではX写真集自体がYの配信行為によってのみ公表されたものである以上、Yの配信を編集著作物の利用であるとするのであれば、Yによる改変行為があったと認めてよいであろう。

ただし、改変があったとしても、それが「意に反」する改変か否かについて、さらに検討する余地がある。

著作権法20条1項の「意に反する改変」をどのように解釈すべきかについては、著作者の判断にゆだねられるとする解釈^(注6)もあるが、著作者の精神的・人格的利益を害しない程度の改変は同一性保持権侵害に当たらないとする解釈^(注7)が多数を占めるといってよいであろう。

本件に当てはめるならば、当然主観的にはXの意に反する改変が存在したと解し得る。他方、客観的にみて、精神的・人格的利益を害しない程度の改変か否か、という点については、前掲最判平13.2.13のような著作者の想定した範囲を超えた表示順の変更があったとまでいい得るかどうかは、先に述べたような配信順が、Xの想定した配信順と「同じ」ととらえるか「違う」ととらえるかの問題である。

さらに、意に反する改変があったとすれば、本件における配信順の変更は20条2項4号にいう「やむを得ない改変」とまではいうことができないであろう。

なお、「意に反する改変」に関しては、近年、「不行使特約」を締結し得るか否かが議論されており^(注8)、本件のような事例においても、そのような特約を結ぶ余地があったかもしれないが、後述のとおり、そもそも本件においては契約の内容が非常に曖昧であって、編集著作物についても著作権譲渡契約が成立していたと判断してよいかどうか疑問が残り、また少なくとも翻案権譲渡については留保されていると判断し得るから、X Y間に合意があったと認めることはできない。

また、本件の原審は、Yの利用態様につき「黙示の合意」が存在したか否かのみが争われたが、そもそもX写真集の編集著作物性の有無や同一性保持権侵害についての判断がなされていないのであるから、同一性保持権侵害の不行使特約の有無と関係づけることはできない。

なお、同一性保持権侵害に関する本判決の判断部分に関しては、文言上、問題のある表現が多々見受けられるので、以下に指摘する。

- ① Yの反論内容につき「表現形式上の本質的特徴……」等としているが、本判決文を見る限り、Yがこのような主張をしていたと思われる箇所が発見できない。
- ② 「Xから本件写真集の個々の写真の著作物及び全体についての編集著作権の譲渡を受けたYが……」とされているが、「写真の著作物」の譲渡を受けただけではその著作権は移転しない。単純に「写真の著作権」の間違いであろうか。
- ③ 「いわば編集著作物たる本件写真集につき公衆送信の方法によりその一部を使用しているものであり」とあるが、公衆送信は「使用」ではなく著作物の「利用」である。
- ④ 「控訴人から提供を受けた写真の内容に変更を加えたことはない」とあるが、このような表現は、写真そのものについて述べているとしか考えられない。仮に本件写真集を差しているのであって、単なる表記ミスであると考えようにも、文末が「……加えるものとはいえない」等の表現でなければ、文脈として奇妙である。もし文面どおり、「写真」について述べているのだとしたら、前述の東京高判平6.10.27のような例もないわけではないが、そもそも本件ではそのような点は全く問題とされていないのであるし、素材たる写真そのものに改変行為がないことをもって、同一性保持権侵害を否定するのは、現行著作権法における編集著作権の定義を根本から覆すものにほかならない。裁判所の判決文として、重大な誤りというほかない。

4. 期待権侵害を理由とする請求について

期待権侵害の有無に関しては、著作権判例ではないが、これを否定した最一小判平20.6.12判時2021号3頁(NHK番組期待権訴訟上告審)がある。また、本件は、最二小判平18.9.4判時1949号30頁・判タ1223号131頁・裁判集民事221号63頁、最三小判平19.2.27判時1964号45頁・判

タ1237号170頁・裁判集民事223号343頁など、いわゆる契約締結上の過失に関する争いと把握することができる。そのうえで、これらの判例の提示するように、契約上の合意がない場合であっても、相手方に強い期待を抱かせるような事情があったか否かという点を考えた場合、本件においてはそこまでの事情はなかったと思われるのであり、判示は妥当である。

なお付言すると、判旨において引用されているX宛て

の注文書に記載されている備考①の「画像に関する権利」の内容ははなはだ不明確である。これをもって「本件写真集に関する著作権譲渡契約」が成立したと判断してしまってもよいのだろうか。本判決は、原審の判断と大幅に異なり、あえて編集著作物の同一性保持権に関して判断していながら、全体に非常に粗く、検討が不十分な印象を受けるのは、論点として興味深いものであるだけに、非常に残念である。(ほりえ あいこ)

(注1) 横山・コピーライト2000年11月号、潮海・著作権判例百選(第3版)140頁、吉田「編集著作物」『裁判実務大系27』75頁、中山『著作権法』115頁以下、等。

(注2) ほかに同一性保持権侵害が主張された事実として、東京地判平11.2.25判時1677号130頁(松本清張作品リスト事件)、東京地判平12.3.23判時1717号140頁・判タ1035号246頁(色画用紙見本帳事件)があるが、いずれも編集著作物性そのものが否定されたため、同一性保持権に関する判断はなされていない。また、東京地判平14.11.15『判例集未登載』(Qシート事件)は、編集著作物性の有無について正面から判断することなく、これを肯定したとしても侵害に該当しないと結論づけている。

(注3) 塩海・著作権判例百選(第3版)140頁。

(注4) 田中「編集著作物」牧野・飯村『新・裁判実務体系22』153頁。

(注5) 前掲東京地判平13.9.20判タ1097号282頁(「浮世絵春画一千年史」事件)。なお、通常の著作物の同一性保持権に関する事例において、一部切除による利用において当該切除箇所が極めてわずかな場合は、同一性保持権侵害に該当しないと判断した事案につき、東京地判平12.8.30判時1727号147頁。

(注6) 加戸『著作権法逐条講義五訂新版』171頁、中山・著作権法392～393頁。中山・393頁は「著作者の主観的な意図が客観的に判断できる『意』と明らかに異なっている場合、例えば著作者がそのような改変は認めないと声明している場合、それが客観的に名誉心を傷つけないものであれば、現行法の解釈としては『意に反する』ものではないと解釈できるのであろうか。そのような結論には賛同できる面もあるが、仮にそのような趣旨を立法化するのであれば、現行法のような条文にはならなかったはずである。」と述べる。

(注7) 半田『著作権法概説(第11版)』121頁、渋谷『知的財産法講義2(第2版)』428頁、上田「著作者人格権の侵害行為」牧野・飯村『新・裁判実務体系22』484頁、田村『著作権法概説(第2版)』358頁、齊藤「著作者人格権の理論的課題」民商116巻6号3頁、作花『詳解著作権法(第3版)』241頁、等。

(注8) 上野「著作者人格権に関する法律行為」著作権研究33号43頁、井上「著作物の改編と同一性保持権」ジュリスト1057号67頁、田村・概説(第2版)341頁、小倉=金井『著作権法コンメンタル上』(藤田)307頁、中山『著作権法』394頁、等。

商標管理ツール MarkManager 待望のバージョンアップ!

国内・海外で所有されている商標のあらゆる情報を一元管理
商標管理の効率化をお約束します

登録情報

ステータス

更新期限

ライセンス情報

中間手続きの状況

新バージョンに追加された機能

- ▼ 検索結果リストにイメージを表示
- ▼ 関連書類(ファイル)を一元管理できる包袋管理機能
- ▼ 登録、中間処理、更新等の費用が管理できる費用画面
- ▼ 異議情報、審判情報の追加
- ▼ 複数国での国際登録も一元管理(海外版)
- ▼ 基礎出願、優先権を持つ商標の一括管理(海外版)

こんな時にお使いください

- ▼ 自社商標の更新期限管理に
- ▼ 海外も含めた支社・関連会社所有商標の一元管理に
- ▼ 煩雑なデータ入力を軽減して作業の効率化に

トムソンブランディ
トムソンコーポレーション株式会社
http://www.thomsonbrandy.jp

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル11F
tel:03-5733-6120 fax:03-5733-6130
mail: compumark.jp@thomsonreuters.com



THOMSON REUTERS